

議案の審議結果 (○賛成 ×反対)

録画映像をご覧ください



ネット:生活者ネットワーク

議案番号	議案名	正和会	公明党	日本共産党	ネット	立憲民主党	議決結果
市長提出議案							
議案第52号	福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	可決
議案第53号	福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	可決
議案第54号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	可決
議案第55号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	○	○	○	○	○	可決
議案第56号	福生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	○	○	○	○	○	可決
議案第57号	福生市個人情報の保護に関する法律施行条例	○	○	○	○	○	可決
議案第58号	福生市個人情報保護審査会条例	○	○	○	○	○	可決
議案第59号	令和4年度福生市一般会計補正予算(第9号)	○	○	○	○	○	可決
議案第60号	財産の取得について	○	○	○	○	○	可決
議案第61号	福生市営プールの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	可決
議案第62号	福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	可決
議案第63号	福生市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	可決
議案第64号	福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	可決
議案第65号	福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	可決
議案第66号	令和4年度福生市一般会計補正予算(第10号)	○	○	○	○	○	可決
委員会提出議案							
委員会提出議案第4号	福生市議会の個人情報の保護に関する条例	○	○	○	○	○	可決

委員会の審査から

各常任委員会から報告された
主な審査概要をまとめました

建設環境委員会

12月6日に委員会が開催され、2件の議案を審査し、原案のとおり可決されました。

●福生市営住宅条例の一部を改正する条例

問 市営住宅の木造住宅はあと何件残っているのか。また、鉄筋住宅への移転勧奨等は行っているのか何う。

答 現存する木造住宅は合計8戸。移転勧奨については、毎年電話で移転に関わる補償や移転先等の案内、建物の耐震性などを説明している。高齢者世帯が多いため、なかなか引越しができないという声も多く、個々の状況の変化を見て引き続き交渉を続けていく。

●令和4年度福生市一般会計補正予算(第9号)
(建設環境委員会所管分)

問 (建設環境委員会所管分) 東福生駅自由通路整備事業について、基本設計は令和4年度、実施設計は5年度、工事は6年度からとなっているが、基本設計の延長により、竣工時期が遅れることにつながるのか何う。

答 基本設計は、駅全体の考え方や大まかな位置関係についての検討を行

っている。基本設計の延長における全体工期への影響は、現時点ではないものとして進めている。今後、設計を進める段階で変更等が生じるような場合は、改めて議会に報告させていただく。



▲バリアフリー化を進める東福生駅自由通路

市民厚生委員会

12月7日に委員会が開催され、2件の議案を審査し、原案のとおり可決されました。

●福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例

問 学童クラブの校内設置のメリットについて何う。

答 福生第一小学校の学童クラブは、武蔵野台児童館までの経路等に課題があり、学校内に学童クラブができることで、児童の安全と安心を確保することができると見られる。

●令和4年度福生市一般会計補正予算(第9号)
(市民厚生委員会所管分)

介護及び訓練等給付事業の訓練等給付費増額の理由について何う。

答 訓練等給付費のうち共同生活援助は、近年、近隣市にグループホームが多数開設されたことが要因と考える。また、就業継続支援サービス費は、利用を控える動きが緩和されてきたことや、精神疾患等により離職された方の社会復帰を目指す動きが進んだものと分析している。

問 東福保育園建設費補助金について、改善の内容を何う。

答 園舎は建築後46年が経過し、バリアフリーや各種設備の経年劣化に対応する。また、認可定員全体を5名増員し、待機児童が発生しやすい0歳・1歳の定員を11名増、2歳から5歳の定員を6名減とする。



▲現在の東福保育園

総務文教委員会

12月8日に委員会が開催され、8件の議案を審査し、原案のとおり可決されました。また、陳情3件は不採択となりました。

●福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

問 この条例の一部改正の背景と経緯について何う。

答 公職選挙法施行令に規定する公営単価については、3年に一度基準額の見直しが行われている。国においても物価変動、消費税率の引上げ、限度額を改定したことで本市も準拠し、限度額を改定した。

問 この改定の周知について何う。

答 直近の選挙である令和5年4月執行の福生市議会議員選挙からとすることから、立候補予定者の説明会で周知するとともに、配布する届出書類の中に記載する予定である。

●地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

問 今回の改正による職員体制への影響や市の財政への影響について何う。

答 定年引上げに伴い、定年引上げ期間中には職員数への影響が予想されるが、毎年一定数の新規採用を行うなど計画的な採用に取り組む必要がある。財政への影響は、60歳を超える職員の給料が

60歳時の7割水準となり、人件費は増加傾向になると考えている。

●福生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

問 賠償命令が出た場合は、免責の範囲であれば市が負担するのか何う。

答 免責の範囲は、市が負担することになる。例えば、市長個人に対して市が被った損害賠償を請求する場合、この条例が適用されれば、市長の基準給与年額の6倍の賠償額で済むことになる。

●福生市個人情報の保護に関する法律施行条例

問 個人情報の保護に関する法律では要配慮個人情報に特に配慮を要する条例要配慮個人情報を規定できるとされているが、これについてどのような検討が行われたか何う。

答 条例要配慮個人情報の規定の必要性については、福生市個人情報保護審査会に対して諮問を行い、審議を行った。現時点では規定する必要がないとの答申を受け、本条例では規定は設けていない。

●福生市個人情報保護審査会条例

問 今回新たにこの条例を制定した理由を何う。

答 今回の法改正に伴い、個人情報の保護に関する法律の適用対象とならない市議会からの諮問